

事 務 連 絡  
平成 2 8 年 1 月 2 0 日

動物医薬品検査所 御中

消費・安全局畜水産安全管理課  
薬事審査管理班長

動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県あて通知したので、御了知  
ください。





事 務 連 絡

平成28年1月20日

北海道畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課

薬事審査管理班長

動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第42条第1項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件（平成28年1月20日農林水産省告示第93号）が別添1のとおり公布され、動物用抗生物質医薬品基準（平成24年9月10日農林水産省告示第2165号）は、平成28年3月31日限り廃止します。

また、このことに伴い、動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林省告示第637号）の一部を別添2のとおり改正し、常用標準抗生物質は、平成28年4月1日から配布しないこととしましたので、あわせてお知らせいたします。

つきましては、上記について貴管轄下の動物用医薬品製造販売業者に周知していただくようお願いいたします。

なお、動物用抗生物質医薬品基準の廃止に伴う動物用医薬品製造販売承認申請書の記載の整備等については、別途、動物用抗生物質医薬品基準の廃止について（平成28年1月20日付け27動薬第3211号農林水産省動物医薬品検査所長）により通知します。

○農林水産省告示第九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）  
第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物  
質医薬品基準（平成二十四年九月十日農林水産省告示第二千六百六十五号）は、平成二十八年三月三十一日限  
り廃止する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣 森山 裕

(別添2)

○農林水産省告示第九十四号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣 森山 裕

別表中「ア 珪田糖類抗生物質」1 器具「1. 200H」を削り、同表備考を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。